

資料 1

(平成 24 年度第 1 回環境影響評価審査会資料)

1 宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事業概要 1

(2) 環境影響評価の手続きの状況 3

2 アワセ土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事業概要 5

(2) 環境影響評価の手続きの状況 7

宮古島市ごみ処理施設整備事業の概要

1 事業名 宮古島市ごみ処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 宮古島市長 下地敏彦

※ 都市計画で決定される都市施設であるため、
環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。

【根拠】 沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業者 宮古島市環境施設整備室 管理者 下地敏彦

4 実施場所 宮古島市字平良西仲宗根地内

5 事業目的

宮古島市で排出される一般可燃ごみは、現在、昭和52年度に建設された平良工場で焼却処理を行っているが、近年、ごみ排出量が増加傾向にある中、当該施設は老朽化による処理能力の低下が著しく、維持管理も含め、大変厳しい状況の中で稼働を行っている状況である。このような状況の下、当該施設に替わる新たなごみ処理施設の整備が急務となっている。

6 施設規模等

(1) ごみ処理施設

事業種： 廃棄物処理施設の設置の事業

処理方式： 准連続燃焼方式（1日あたり16時間運転）ストーカ式焼却炉

処理対象物： 宮古島市域内から排出される一般可燃ごみ

施設規模： 63 t／日 (31.5 t／16h×2炉)

※ 条例対象規模：50 t／日以上

(2) リサイクルプラザ（粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみについて、破碎処理及び機械選別、手選別等により有価物を回収する施設。）

処理方式： 破碎+選別+圧縮方式

処理能力： 12 t／日 (1日あたり5時間運転)

処理対象物： 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類・ビン類・ペットボトル等）

主要設備： 粗大ごみ破碎機、磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、ペットボトル梱包機、ビン類選別機等

付帯設備： 展示室・修理室・視聴覚室等

7 対象事業実施区域の選定経緯

合併前の経緯については、平成13年に旧宮古清掃施設組合において「宮古本島ごみ処理施設建設用地選定委員会」から当該事業予定地を含む3候補地の答申を受けたが、周辺自治会の理解を得られなかった。その後、地域からの要望で旧上野村地区及び旧下地町地区の部落有地が候補地として検討されたが、旧上野村地区部落有地は合併に係る問題で白紙撤回となり、旧下地町地区部落有地は合併後の部落総会で同意を得られなかった。

そこで、平成18年に宮古島市の関係部局からなる検討委員会を立ち上げ、合併前の経緯を含めて再検討したところ、「造成規模」「地域住民の合意形成」「用地取得費」「運搬費」「インフラ整備」を比較評価した結果、特に用地取得、運搬収集効率、事業費の面で優れている現工場地について、「施設外への排水がなく地下水に影響を与えない方式を採用する」ことで、計画地として選定した。

8 処理方式の検討経緯

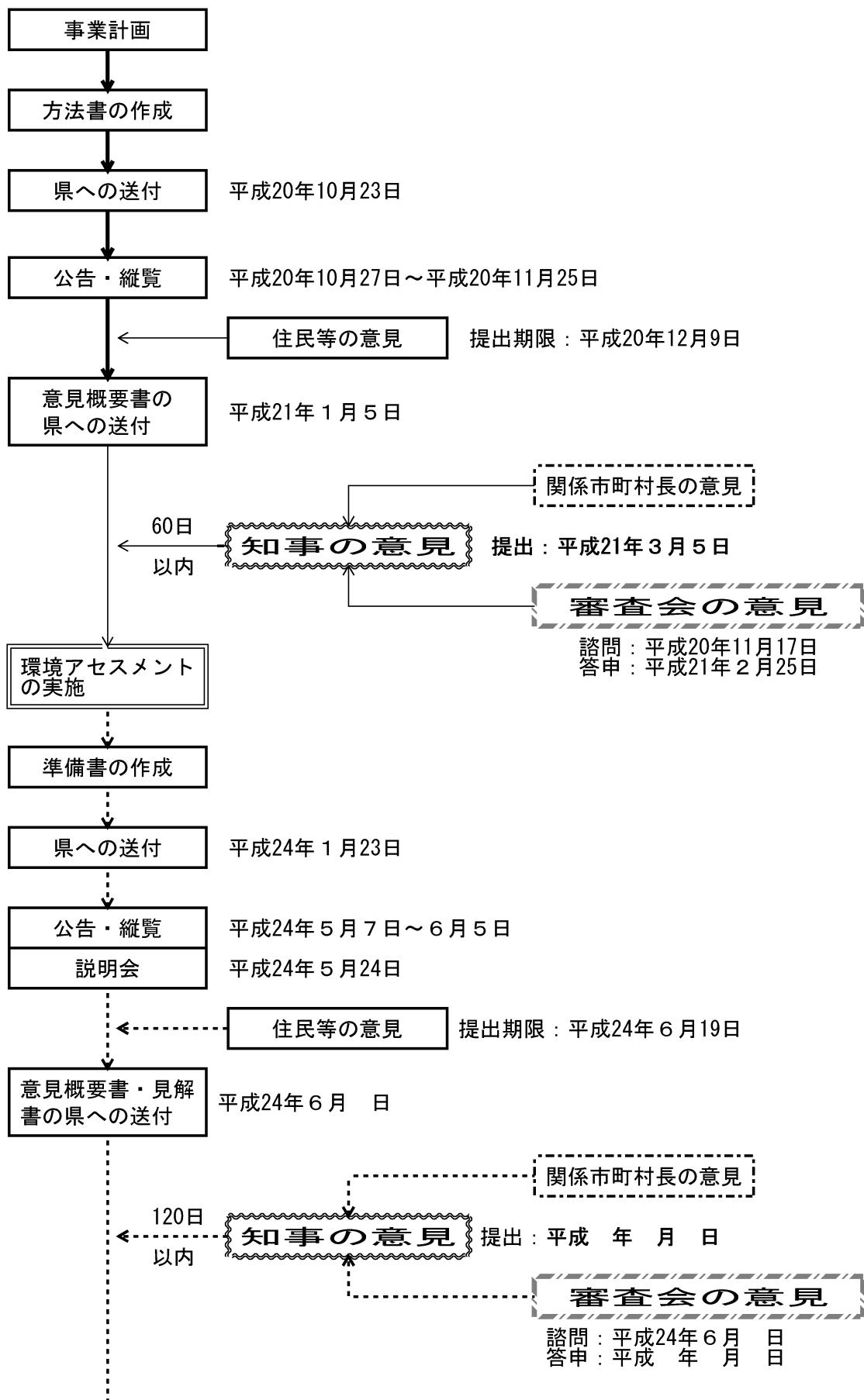
焼却炉型については、長期にわたる使用に安定的に耐えるものなければならないこと、宮古島市が離島地域であることを踏まえ、「従来型（ストーカ方式・流動床方式）」、「従来型+灰溶融炉」、「次世代型（直接溶融方式・ガス化溶融様式）」の3案について比較検討を行った結果、過去の実績、運転に対する信頼性、経済性、運転操作性の観点から、現工場と同じ「ストーカ式焼却炉」を採用した。

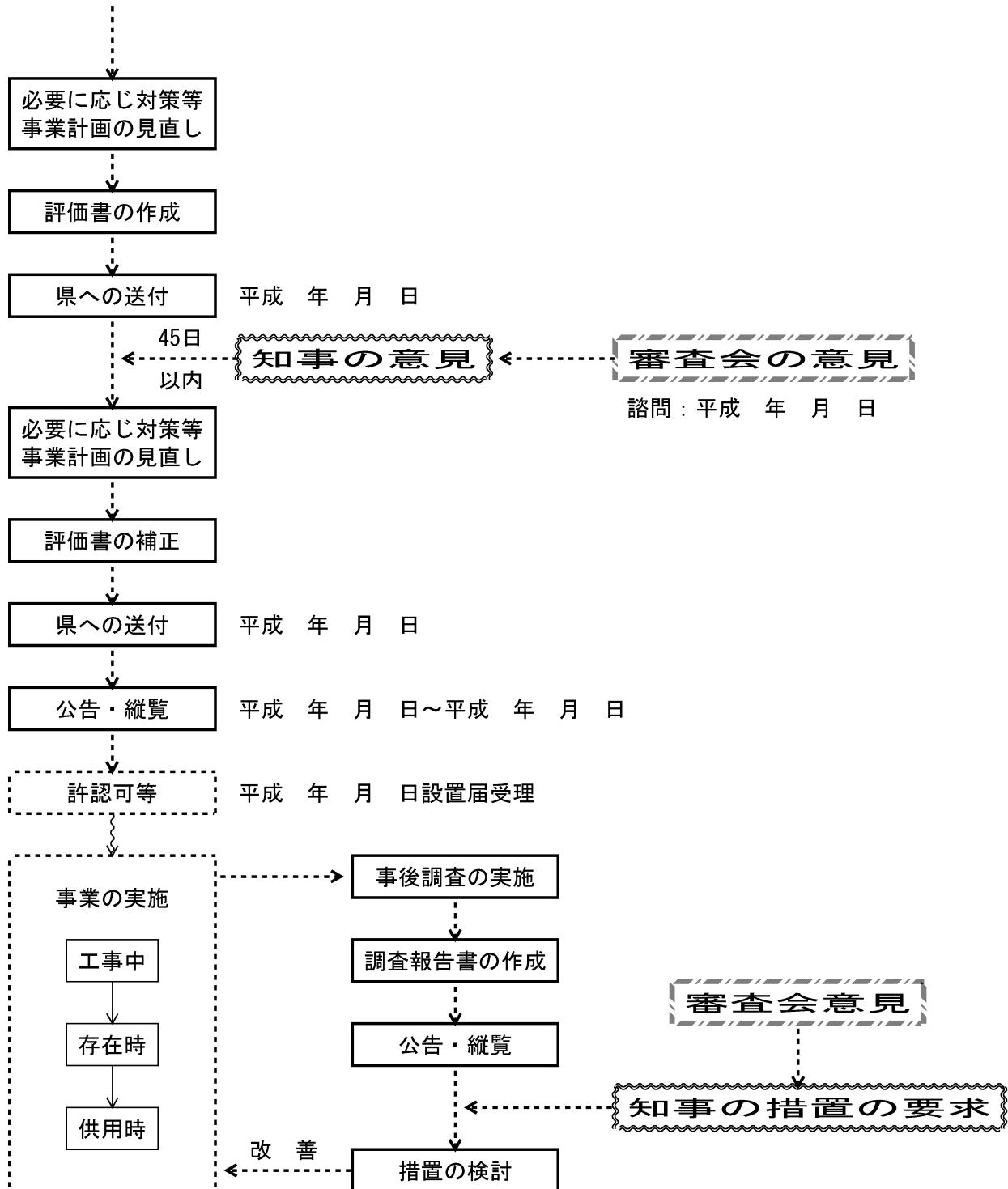
焼却方式については、維持管理費や、離島地域であるため災害等緊急時の対応が可能な施設が求められるといった観点から、「全連続燃焼式(24時間／日)」ではなく「准連続燃焼式(16時間／日)」とした。

9 環境影響評価の手続等の経緯

平成20年10月23日	環境影響評価方法書の県への送付
10月27日	方法書の公告・縦覧（～11月25日まで）
11月17日	審査会への諮問
12月9日	住民等の意見書の提出期限 ※住民等：環境保全の見地から意見を有する者（地域限定なし）
平成21年1月5日	住民等意見の概要書の県への送付
1月27日	審査会委員現地調査及び専門会議
2月3日	審査会委員現地調査及び専門会議
2月9日	審査会
2月25日	審査会からの答申
3月5日	方法書に対する知事意見提出
平成24年1月23日	環境影響評価準備書の県への送付
5月7日	準備書の公告・縦覧（～6月5日まで）
5月24日	説明会の開催
6月19日	住民等の意見書の提出期限
6月　日	住民等意見概要書の県への送付
6月　日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

宮古島市ごみ処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





アワセ土地区画整理事業の概要

1 事業名 アワセ土地区画整理事業

2 都市計画決定権者 北中城村長 新垣邦男

※環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。

【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業者 北中城村長 新垣邦男

4 事業場所 北中城村アワセゴルフ場跡地

5 事業目的

アワセゴルフ場地区は、平成8年3月に開催された日米合同委員会において「嘉手納弾薬庫地区内（旧東恩納弾薬庫地区）への移設」を条件に、平成22年7月に返還された面積約48haの軍用地である。

返還後の新たな跡地利用計画については、地主の意向を踏まえ、土地区画整理事業を中心としたまちづくり事業を進めていくこととなっている。

本事業は、アワセゴルフ場地区において周辺地域の資源を活かした基盤整備により、「特徴的な地形を利用し、商業拠点と多様なライフスタイルを提案する新市街地づくり」をテーマとしたまちづくりを進めることを目的に行うものである。

6 事業概要

(1) 事業種類 土地区画整理事業

(2) 事業内容 住宅施設及び複合型商業交流施設に係る土地区画整理事業

(3) 事業面積 約48ヘクタール

(4) 土地利用計画 複合型商業交流施設、医療福祉施設、住宅等に利用

7 経緯

(1) 事業実施計画の検討経緯

平成8年3月 日米合同委員会において、「嘉手納弾薬庫地区内（旧東恩納弾薬庫地区）への移設」を条件に返還合意

※当初、地主の意向を踏まえ、当該地区の跡地利用に関しては、ゴルフ場を基本とした跡地利用が検討されてきたが、経済的な状況による事業リスク等の理由から土地区画整理事業を基本とした宅地造成案が提案された。議論の段階では、大学院大学構想も持ち上がったが、実現には至らず、平成16年度から跡地利用に向けた調査、検討を行ってきてている。

平成18年5月 イオンモール㈱と地権者において、出店に関する覚書を締結。

平成18年6月 北中城村議会は本地区へ立地希望の全国規模の商業施設者の誘致に関し議決を行う。

平成21年12月 イオンモール㈱と組合設立準備会において、「複合型商業交流施設の事業実施に関する基本合意書」を締結。

平成22年7月 アワセゴルフ場返還。

(2) アワセゴルフ場跡地調査経緯

平成16年度	開発の基本的な方向性及び土地利用のゾーニングについて検討。
平成17年度	まちづくり基本構想を策定。
平成18年度	地権者勉強会や意向調査等を実施するとともに、土地利用基本計画を策定。
平成19年度	土地利用基本計画を踏まえ、より詳細な土地利用の検討等を行い、まちづくり委員会や地権者勉強会、意向調査等を実施し、まちづくりの実現化を検討。
平成20年度	交通量推計、道路概略及び主要交差点を検討。
平成21年度	まちづくりデザインの検討、区域境界付近の地形把握及び地権者の合意形成活動を実施。
平成22年度	「まちづくりデザイン」を基に、緑化、野外公告物などのまちなみ方針をまとめ、今後の土地利用規制検討を行うための調査を実施。

8 環境影響評価の手続等の経緯

(1) 方法書の手続き

平成21年 6月11日	方法書の県への送付
6月12日	方法書の公告・縦覧（～7月13日）
7月27日	住民等意見の事業者への提出期限
7月28日	住民等意見の概要書の提出 (縦覧者：14名 意見書数：0件)
8月11日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
9月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
9月25日	方法書に対する知事意見の提出

(2) 準備書の手続き

平成24年 5月 8日	準備書の公告・縦覧（～6月6日）
5月16日	住民説明会（沖縄市久保田公民館）
5月17日	住民説明会（北中城村立中央公民館）
6月20日	住民等意見の事業者への提出期限
6月21日	住民等意見の概要等の提出 (縦覧者：4名 意見書数：1件)
6月29日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
月 日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
10月19日	準備書に対する知事意見の提出期限

アワセ土地区画整理事業の環境アセスメントに関する流れ

